

## 近時の特殊詐欺事件における暴力団組長に対する暴対法31条の2の適用事例について（その2）

大阪弁護士会 民暴委員会委員  
共栄法律事務所 弁護士 林 祐 樹

### 1 はじめに

令和元年10月29日付けの暴追センター情報において、特殊詐欺事件における暴力団組長に対する暴対法31条の2の適用に関する令和元年6月21日東京地裁判決（以下、「地裁判決」といいます）が紹介されましたが、令和2年3月4日に同地裁判決の控訴審判決（以下、「高裁判決」といいます）が出されたことから、この高裁判決についてご紹介します。

### 2 高裁判決の概要

#### (1) 暴対法31条の2の解釈

高裁判決は、暴対法31条の2の趣旨について、「民法715条（注：使用者責任）の要件の主張立証に一般に困難を伴うことを考慮して、その負担の軽減を図るもの」とした上で、「暴対法31条の2所定の『威力利用資金獲得行為』については、…暴力的要求行為の禁止に関して定める同法9条の『威力を示して』とは異なり、『威力を利用して』との文言が用いられている。このような同法31条の2の規定の立法趣旨やその分離に照らすと、同条本文の『威力を利用して』する行為については、資金の獲得のために威力を利用するものであればこれに含まれ、被害者に対して威力が示されることは必要ではない」と判示しました。

#### (2) 事案のあてはめ

高裁判決は、以上の解釈を前提に、①暴力団員Aは、自宅に居候をさせて組事務所の当番も一緒にさせていたCが暴力団員であるAを恐れてAの指示に従うことを認識した上で、詐欺グループの一員であるBに出し子としてCを紹介し、Cに出し子をさせて、その報酬相当額を自ら（A）が取得し又は取得しようとしたこと、②Cも、Aから詐欺グループを紹介され、Cが出し子役を行うに当たっては、Aが暴力団員であることを十分に認識していたことを認定し、このような事実を照らし、「Aは、自らが所属する暴力団に係る事務所の当番を自身と共に務めさせるなどしてCを自己の舎弟分のように利用するにとどまらず、同人が暴力団の構成員である自己を恐れ自己の指示に従うことを利用して、本件詐欺グループによる本件各詐欺に係る犯行に加担させ、自己の生計等の資金を獲得し、また、その資金を獲得するための地位を得た」として、Aの行為は威力利用資金獲得行為に該当すると判示しました。

### 3 高裁判決の意義

令和元年10月29日付けの暴追センター情報のとおり、地裁判決は、暴力団員が詐欺グループ内において暴力団の威力を示して畏怖させたか否かや、グループのメンバーが暴力団員であることを認識していたか否か等の具体的事実を（少なくとも明示的には）認定せず威力利用資金獲得行為を認定したのに対し、高裁判決は、資金の獲得のために威力を利用するものであれば威力利用資金獲得行為に含まれ、被害者に対して威力が示されることは必要ではないことを示した上、上記の具体的事実を認定し、威力利用資金獲得行為を認定しました。高裁判決は、今後の同種事案の主張立証について参考になるものと思われます。

以 上

※本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

※禁転載